

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06 - 4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高压ガスの輸入検査
概要	高压ガスの輸入をした者は、輸入をした高压ガス及びその容器につき、市長が行う検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第22条第1項 一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第46条 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第45条の4 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 （昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）第12条の17 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
審査基準	申請された高压ガス及びその容器が、高压ガス保安法第22条第1項の技術上の基準に適合しているかを 確認します。 <ul style="list-style-type: none"> 一般高压ガス保安規則第45条の3及び第99条 液化石油ガス保安規則第45条の3 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第31条の3及び第69条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 （昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） 高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	高压ガスの輸入をしたとき
提出方法	輸入検査申請書2通（うち1通に検査のため必要となる図書を添付）を大阪市長（消防局予防部規制課 保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）に定める金額。申請を行おうとする高压ガスの容積又 は質量によって異なります。詳細は大阪市例規データベースをご覧ください。 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	